

様式第7号

助産所 休止・廃止・再開 届出書の記載事項

事案	助産師を廃止・休止・再開した場合又は開設者が死亡・失そうの宣告を受けた場合
根拠法令	医療法第9条第1項、第8条の2第2項、第9条第2項
提出期限	廃止（休止）後10日以内
提出窓口	助産所の所在地を管轄する保健所
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ・許可を受けて開設していた場合は、開設許可書 ・助産所構造設備使用許可書 ※紛失等で添付できない場合は、理由書 ・開設者が死亡した場合は、死亡診断書、死体検案書又は戸籍謄（抄）本 ・開設者が失そうした場合は、失そう宣告裁判の謄本
提出部数	1部
手数料	なし

様式の記載要領及び留意事項	
「開設者」欄	
開設者住所	<p>開設者の住所とは、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人の場合は、定款上の主たる事務所の所在地を記載する。 ・個人の場合は、開設者助産師個人の住所（住民票の住所）を記載する。 <p>※開設者が死亡又は失そう宣告を受け、届出義務者が届出を行う場合には、届出者の住所を記載する。</p>
氏名	<p>開設者の氏名とは、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人の場合は、法人の名称及び代表者の職・氏名を記載する。
続柄	<p>開設者本人が届出する場合（原則は本人届出）は、続柄の記入不要。</p> <p>※死亡又は失そう宣告等により、開設者本人による届出が不可能な場合については、戸籍法による届出義務者が届出を行う。この場合に開設者からみた届出者の続柄を記載する。</p> <p>（死亡のときの届出義務者）戸籍法第87条</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 同居の親族 2. その他の同居者 3. 家主、地主又は家屋若しくは土地の管理人 <p>※死亡の届出は、届出義務者以外の1. 同居の親族以外の親族、2. 後見人、3. 保佐人、4. 補助人、5. 任意後見人もすることができる。</p> <p>（失そうのときの届出義務者）戸籍法第94条</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 家庭裁判所に失そう宣告の裁判の請求をした者
1. 助産所の名称	開設届、開設許可又は変更届されている名称を記載する。
2. 開設の場所	<ol style="list-style-type: none"> 1. 「○丁目○番○号」、「○番○号」と省略せずに記載する。 2. ビル内での開設の場合は、「○×ビル○階」とビルの名称と階数まで記載する。
3. 廃止年月日	<p>実際に助産所を廃止した年月日を記載する。</p> <p>開設者死亡の場合は、死亡年月日を記載する。</p> <p>開設者失そうの場合は、失そう宣告を受けた年月日を記載する。</p> <p>なお、民法第31条の規定によって死亡したとみなされる日については、「6. 理由」の欄に記入すること。</p>
4. 再開年月日	実際に助産所を再開した年月日を記載する。

様式第7号

様式の記載要領及び留意事項	
5. 休止年月日	<p>助産所を休止する予定の期間を記載する。 なお、1年を超える場合については、廃止を検討してください。 (参考法令) 医療法第29条第1項第2号 医療法第7条の開設許可を受けて開設した(非助産師開設)助産所については、休止した後正当な理由がないのに1年以上業務を再開しないときには、開設許可取消しの対象となる。</p>
6. 理由	<p>廃止・休止・再開の理由を具体的に記載する。 ・休止の場合には、休止の理由とあわせて、休止する期間の具体的かつ明瞭な理由を記載する。 ※開設者が死亡又は失そう宣告を受け、届出義務者が届出を行う場合には、開設者の住所・氏名及び死亡又は失そう宣告を受けた日を記載する。 (開設者死亡の場合の記載例) 開設者が死亡したため(死亡診断書添付) 開設者住所 ○○市・・・ 開設者氏名 ○○ ○○ 死亡年月日 ○年○月○日 (開設者失そうの場合の記載例) 開設者が失そうしたため(失そう宣告裁判の謄本添付) 開設者住所 ○○市・・・ 開設者氏名 ○○ ○○ 失そう宣告を受けた日 ○年○月○日 死亡したとみなされる日 ○年○月○日 (その他留意事項) 助産所を移転、又は開設者を変更した場合は、変更届ではなく、旧助産所の廃止届、及び新たな助産所の開設手続きが必要です。</p>